

道路建設工事における整地・運搬・積込み用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	13~14	既設コンクリート擁壁をエンジンカッターにて切断し、BHにて撤去作業中、擁壁をBHにて引いたが倒れなかったため、被災者に合図をせずに擁壁が動くかどうか確認するため、BHにて押したところ、転倒し被災者の左足膝下に擁壁が倒れた。	61	—
5	10~11	本人の家の古い墓地が小高い山の上であり、お墓の撤去をするために、運搬車（トップカー）を通す必要があり、道幅が狭いため道をひろげるのに、自宅より本人所有の古いバックホーを使用した。山側を少し削る予定だったが道幅が50cm位しかなく、急坂な事と、路面の凹凸もひどく谷側の地面もずいぶんもろいため作業開始からしばらくして、バックホーごと縦に転がったが、本人は投げ出され、下敷きにならずに済んだ。	64	1~9
11	13~14	資材置場において、同社所有のブルドーザーが後方に動き出し、後方にいた被災者がこのブルドーザーと、駐車してあった4tユニックトラックに挟まれ死亡していた。	56	10~29
11	14~15	道路改良工事の作業所内で歩道アスファルト舗装の撤去作業時に当社作業員の被災者は、当日撤去したアスファルトくず集積の折、当社重機オペレーターが操作するバックホー（0.13?）のバケットにて背中を押され負傷した。作業時オペレーターの周囲の確認と、重機作業範囲内立入禁止の周知徹底不足にて事故を招いた。	16	10~29
12	14~15	仮設落石防護柵撤去中に、玉掛け作業員がバックホウの作業半径内に入って重機オペレーターと打ち合わせを行った後に、重機オペレーターと作業員の間で作業半径から離れたことに対して合図が明確になされておらず、重機オペレーターが重機を右旋回させたところ、重機本体と大型土のうの間に作業員の左下肢が挟まれ受傷し	41	1~9

た。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html